

令和5年5月30日(火) 総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度申請手続説明会 質疑応答

No.	質問	回答
1	予備登録と本登録どちらもすると同じ書類を出さなければならない。2000円出して2回書類を出さなければならない。予備登録をしないで本登録してよいのか。	本登録から登録申請していただいても構いません。 なお、令和4年度に予備登録をしているクラブの登録期間は令和4年11月1日～令和6年3月31日までのため、令和5年度の予備登録は必要ありません。
2	154クラブあって38クラブが登録。組織としてやっていくには最低でも半分、もっというと7割から8割必要だと思う。(令和4年度に)最初に手を挙げたクラブではじかれたクラブはあるのか。	令和4年度に申請したクラブは、形式審査ということもあり38クラブすべてが登録されています。
3	小中学校の場所を使わせてもらっていることから、他の一般開放利用団体との差別化を図っていきたい。登録してもしなくても変わらないと区から言われており、会員への説得が難しい。	行政にもメリットを理解していただく必要があると考えています。都体協としても制度の考え方を伝えていきたいと思っています。
4	指導者資格について「日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格を有する者が1名でも配置されている」とある。地域スポーツクラブの設立の経緯を考えると、これが本当に求められていくのか。	登録・認証制度の中で、クラブの質的充実を求める上で基準をどこに置くのかという点で、日本スポーツ協会が定める資格をひとつの基準にしているところです。ただ、その他の資格を持った指導者の方々が活躍されている現状に鑑み、当面の間は日本スポーツ協会公認スポーツ指導者がいないことをもって登録認定しないことはありません。 これから先の話は、日本スポーツ協会の考え方を聞きながら皆さまにも共有していきたいと思っています。
5	規約の提出がある場合、規約の中に「登録」の明記が必要か。	こちらから明記を求めることはしておりません。登録クラブとしてPRしていただきたいとは考えておりますので、規約の中に入れることは可能かと思ます。 現在の登録クラブが明記しているかどうかについては、確認した上でお伝えできればと考えます。
6	今後の日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格が求められることになった場合、講習会等も含めたことってというのが設定されてその義務って方向性になるってことか。	指導者資格の養成については、競技団体や都道府県体育・スポーツ協会と連携し取得機会の増に努めてまいります。 なお、義務付けしても基準を満たすことができないクラブが大多数の状況のままで、移行期間を終了することは考えておりません。
7	地区体協の活動などすみわけてクラブを立ち上げた経緯もあり、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格のあるような種目を実施していない。どこにも○が付けられない。それをどう捉えているのか。指導者資格については当面ではないのではないのか。	公認スポーツ指導者資格保有者の配置については、日本スポーツ協会が養成している競技・種目を対象としています。 申請書類②のリストに記載のない競技・種目については、その他の欄にご記入ください(指導者配置の記入は不要です)。
8	今後、毎年11月末に書類を提出するという事は、毎年10月頃に申請書類が届くのか。	申請書類をこちらからお送りすることはありません。ご案内はいたします。
9	未登録のクラブがたくさんある。それらのクラブはあたかも認定に値しないかのような雰囲気があるように思う。地域の現状があり、ボランティアも少ないなか、日常の業務で精いっぱい外に向かっていくのが難しい。指導者が資格を維持するのにも費用が掛かる。クラブの運営の現状の厳しさの中で、登録・認証制度をどう捉えていくのかを考えていただきたい。登録していないクラブも大事にしていきたい。	連絡協議会への出席や補助金の申請などについて、登録をしなくてもデメリットはありません。ぜひ登録はしていただきたいと思いますが、クラブのご事情があると思ますので、ご無理のない範囲で登録を検討していただければと思ます。
10	登録しないことでデメリットがないのであれば、登録料5000円はどう活かすのか。メリットは何があるのか。	・総合型クラブに対する知名度、信頼性の向上 ・行政、他団体との連携により、クラブの運営体制強化の可能性 ・登録クラブ間の横のつながりの深化 以上の3点に加え、totoの助成の要件になることが検討されています。
11	「スポーツ・文化」という冠をつけてクラブをはじめた。都民参加事業もシニアスポーツ振興事業も文化系は却下されてきた。日本スポーツ協会の所管に入るということは文化系のクラブに対しては全く関与しないというスタンスになるのか。もう文科省は関わらないのか。	都民参加事業やシニアスポーツ振興事業については、文化系の事業は対象外となります。当協会としては、総合型地域スポーツクラブにおいては多様な事業を実施されていると認識しており、「登録・認証制度」は登録クラブの文化活動を制限するものではありません。
12	本登録を考えている場合、却下された場合次の年はどうなるのか。	当年度に認定されなかったことで、翌年度の審査に影響することはありません。
13	障害者が多いのだが、障害者の方の予算はどうなっているか。補助金事業の中に障害者のものがあるか。	現在、障害者の方のみを対象としたものはございません。
14	予備審査と本審査の基準は同じか。	審査の基準は同じです。予備登録は形式審査であり、書類の提出があれば中身は問いません。そういう意味で、同じ基準ですが予備登録と本登録で適用の仕方が異なります。
15	今年度の予備審査と本審査で提出する書類がほとんど変わらないと思うが、同じものを提出してよいのか。	どちらも申請いただく場合、7月末から11月末までの4か月の間で変更点があれば差替えていただくことになると思ます。
16	申請書類⑦の内容によって認定されないことはあるのか。	そのようなことは考えておりません。クラブが現状を把握して今後の運営に活かしていくための資料と考えております。
17	申請書類⑧は現在の154クラブは提出不要とのことだったが、届出を証明する資料などの提出は必要ないのか。	必要ありません。
18	知名度と信頼性の向上について、都体協や日本スポーツ協会の方でどのような支援があるのか。	メリットについては「このようなメリットがあるのではないか」と考えられるということでお示しております。現状、具体的な支援はございません。 予備登録認定証などを公表してPRいただくことはできますし、都・都体協・日本スポーツ協会のHPに登録クラブとして掲載し広くPRされます。